

(7) 「別表十七(三) 特定外国子会社等に係る課税対象金額又は個別課税

- 特定事業とは、次の事業をいう(措法66の6③)
 - イ 株式・出資又は債券の保有
 - ロ 工業所有権その他の技術に関する権利、特別の技術による生産方式等(これらの権利に関する使用権を含む)の提供
 - ハ 著作権(出版権・著作権隣接権等)の提供
 - ニ 船舶又は航空機の貸付け
- 適用法令を変更する場合は所轄税務署長の承認を受けているか(措令39の15⑨)
- 本邦法令適用の場合は子会社の決算書上の当期利益を、外国法令適用の場合は子会社の所得金額を記載しているか(措法66の6②二、措令39の15①②)
- 加算欄には、非課税所得、損金算入配当、交際費の損金不算入額などを記載しているか(措令39の15①②)
- 子会社とは、特定外国子会社等の保有割合が25%以上かつ6月以上保有の法人(内国法人か外国法人かを問わない)をいう(措令39の15①四・②十七)
- 特定目的会社、投資法人等から受ける配当等の額を含めていないか(措令39の15①四)
- 24・25欄の金額を外国子会社合算税制に係る外国税額控除(措法66の7①)の対象となる内国法人の事業年度(措令39の18④)の別表十七(三の三)9・10欄へ転記
- 円換算は、特定外国子会社等の事業年度終了の日の翌日から2月を経過する日(継続適用を条件に、その2月を経過する日を含む内国法人の事業年度終了の日)における電信売買相場の仲値(TTM)で行っているか(措通66の6-14)
- 内書きの金額を別表四の加算(流出)欄、別表三(一)32欄へ転記する。

事業年度又は通算事業年度

特定外国子会社等に係る課税対象金額又は個別課税対象金額の計算に関する明細書

| 特定外国子会社 | | | |
|--------------------------|---|-----------|--------|
| 本店又は主たる事務所 | 名 称 | 1 | 主 |
| | 国名又は地域名 | 2 | 所(傍) |
| | 所在地 | 3 | 事 |
| 適用除外 | | | |
| 事業基準 | 特定事業を主たる事業とする特定外国子会社等の該当・非該当 | 7 | 該当・非該当 |
| 実体基準 | 本店又は主たる事務所の所在する国又は地域における固定施設の有無及びその内容 | 8 | |
| 管理支配 | 本店又は主たる事務所の所在する国又は地域における事業の管理、支配及び運営の状況 | 9 | 所在地国 |
| 株式等の保有又は卸売業を主たる事業とする統括会社 | | | |
| 措法第66条の6第3項又は第68条の90第3項 | | | |
| 課税対象金額又は個別課税 | | | |
| 所得計算上の適用法令 | 17 | 本邦法令・外国法令 | 基 |
| 当期の利益若しくは次損の額又は所得金額 | 18 | | |
| 加算 | 損金の額に算入した法人所得税の額 | 19 | 繰 |
| | | 20 | |
| | | 21 | |
| | 小 計 | 22 | 当法 |
| 減 | 益金の額に算入した法人所得税の還付額 | 23 | 当法 |
| | 子会社から受ける配当等の額 | 24 | 適 |
| 算 | 控除対象配当等の額 | 25 | |
| | | 26 | |
| | 小 計 | 27 | 課税 |
| | | 28 | 03 |

措法第66条の6第1項又は第68条の90第1項の適用を受ける課税

【注意】この明細書の各欄中金額を記載するものにあつては、その金額に係る通貨の単位及び小数点の位置を表示する。